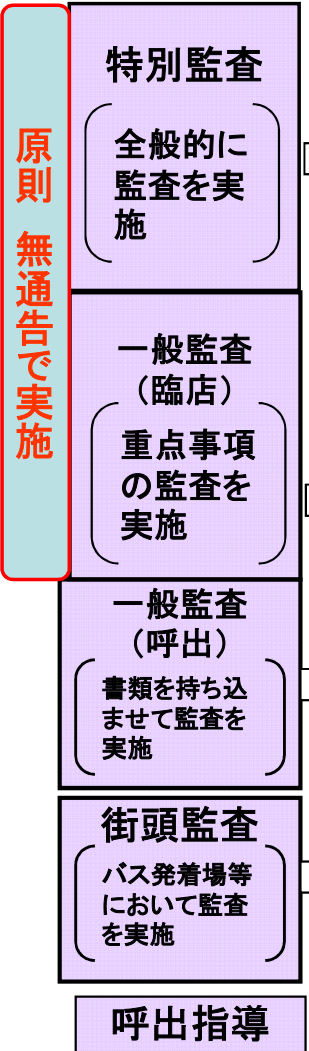


監査・処分の流れ

監査実施の事業者を選定(乗合バス、タクシー、トラック)

選定対象

- ・第一当事者死亡事故
- ・公安委員会からの通報
- (1) 無免許・無資格運転
- (2) 酒酔い・酒気帯び運転
- (3) 過労運転
- (4) 30km/h(高速道は40km/h)以上の速度超過
- (5) 過積載
- (6) 法定禁止場所の駐停車
- (7) 死亡・重傷事故
- (8) ひき逃げ
- (9) (1)~(6)を伴う人身事故
- ・適正化事業実施機関からの情報
- ・労働局からの通報
- ・長期間監査未実施
- ・その他、告発・苦情、情報等



違反なし

違反あり

- ・点呼未実施
- ・帳票類の作成、保存なし
- ・長時間の勤務
- ・指導、教育の不適切
- ・定期点検の未実施
- ・運管・整管の未選任 等

違反が確認された場合は、違反内容や事業者の対応に応じて、後日、特別監査、一般監査、改善状況の確認を実施

行政処分基準により処分等を実施

不利益処分の弁明の通知

終了

- 違反あり
行政処分
- ・許可の取消処分
 - ・事業停止処分
 - ・自動車等の使用停止処分
 - ・管理が不適切の時は、運行管理者資格者証返納処分
 - ・タクシー事業の登録運転者の取消処分
 - ・警告以上は、ホームページで公表(※1)
 - ・許可の取消、事業停止、社会的関心が高いものは、プレスで公表

処分基準に違反ごとの停止日数が規定されている。
処分基準は、左下アドレスを参照(※2)

- 行政処分等
- ・ 警 告
 - ・ 勸 告

処分後の確認監査(改善確認を実施)

改善報告 良

改善報告 否

終了

再度監査を無通告で実施
(特別監査を実施)

違反有

再違反で加重処分

改善できない事業者の最終的処分は取消し

※1:「事業者の行政処分検索」HPアドレス
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi>

※2:「自動車運送事業者に対する行政処分等」HPアドレス
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/kakusyu/gyoseisyobun/jidousha/index.html>